

## 公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日  
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）に基づき、規程第 2 条第 15 号に定める外部研究費及び同条第 16 号に定める内部研究費を適正に取り扱うための学内手続について定める。

(外部研究費に係る手続)

第 2 条 外部研究費の受入れ及び報告に係る諸手続については、研究推進部が行うものとする。

2 規程第 2 条第 3 号に定める共同研究 I の申込については、公募により行うものとする。この場合において、公募要領は別に定める。

3 前項の申込があった場合、共同研究 I については研究・産学連携推進センター（以下「センター」という。）で審査を実施の上、受入の可否を決定する。

(内部研究費に係る手続)

第 3 条 内部研究費の申請及び配分の決定に係る諸手続は、研究推進部が行うものとする。

2 年度途中に採用された教員及び復職した教員の基礎研究費については、定額基礎分の月割額に採用月から当該年度末までの月数を乗じた額を配分するものとする。

3 年度途中に退職した教員及び学外に転出した教員の基礎研究費については、退職又は転出時の残額を返還するものとする。

(研究費執行マニュアル)

第 4 条 規程第 30 条第 1 項の横浜市立大学研究費執行マニュアル（以下、「研究費執行マニュアル」という。）の改訂は、センターの議を経て定める。ただし、研究費執行マニュアルの軽微な改訂についてはこの限りではない。

(物品・役務等の調達手続)

第 5 条 教員は、外部研究費又は内部研究費による研究の遂行上必要な物品・役務等の調達を行う場合、事前に調達・発注決定書を研究費担当課に提出し、公立大学法人横浜市立大学事務決裁規程に定める決裁区分に従い、決裁を得なければならない。ただし、外部研究費又は内部研究費による研究の遂行上、緊急に必要な物品・役務等で契約金額が 50 万円未満の件に限り、事後に決裁を得ることができる。

2 前項の調達手続のうち 10 万円以上 50 万円未満の件については、教員は、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程の定めにかかわらず、1 人からの見積書の徴収により、随意契約を行うことができる。

3 第 1 項の調達手続は、外部研究費の納付後又は内部研究費の配分後でなければ行うことができない。ただし、規程第 5 条第 2 項、規程第 13 条第 2 項又は規程第 20 条第 2 項による場合で、外部研究費による研究の遂行上、緊急に必要なときは、外部研究費の受入の決定後であればこの限りでない。

(検収・検査)

第6条 教員は、物品・役務等の調達が完了したときは、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程、公立大学法人横浜市立大学検査事務取扱要綱及び研究費執行マニュアル等に基づき、物品・役務等の調達事実の確認（以下「検収」という。）及び数量・性能等の履行確認（以下「検査」という。）を実施しなければならない。

2 前項の検収及び検査が終了した場合、教員は支出決定依頼書兼支出調書の所定欄に押印しなければならない。

(債務確定日)

第7条 外部研究費及び内部研究費で調達した物品・役務等の債務は、検収日をもって確定する。

(支出手続)

第8条 教員は、第6条の検収及び検査が終了したときは、納品書その他の関係書類を添えて、速やかに支出決定依頼書兼支出調書を研究費担当課に提出しなければならない。

(立替払)

第9条 教員は、外部研究費又は内部研究費による研究の遂行上やむを得ない場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、1回10万円未満を限度に、教員が代金を支払った（以下「立替払」という。）上で物品・役務等の調達を行うことができる。この場合においては、立替払後7日以内に領収書その他関係書類を添えて、支出決定依頼書兼支出調書を研究費担当課に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 教員は、外部研究費又は内部研究費による研究の遂行上、建物又は設備等に改修等の必要が生じた場合は、あらかじめ研究費担当課を通じて施設担当課に申し出なければならない。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(その他)

2 第2条第2項に定める共同研究Ⅰの公募については、当面これを行わない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(その他)

2 第2条第2項に定める共同研究Ⅰの公募については、当面これを行わない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(その他)

2 第 2 条第 2 項に定める共同研究 I の公募については、当面これを行わない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(その他)

2 第 2 条第 2 項に定める共同研究 I の公募については、当面これを行わない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(その他)

2 第 2 条第 2 項に定める共同研究 I の公募については、当面これを行わない。